

## トップニュース

### 企業所得税改正の取り扱い

2015年6月22日、財務省は、決議第12/2015/ND-CP号における取り扱い並びに通達第78/2014/TT-BTC号、通達第119/2014/TT-BTC号及び通達第151/2014/TT-BTC号の一部を改正する通達第96/2015/TT/BTC号を発行しました。

重要な点は以下の通りです。

- 課税所得の次期繰越欠損金の詳細規定
- 役務提供に対する収益認識時点を改正する規定
- 課税所得の損益参入項目及び損益不参入項目に関する新規定
- その他収益の取り扱いを変更する規定
- 事業分離にかかる繰越欠損金の取り扱いを追加する規定
- 資本移転の購入価格を確定する新規定
- 企業所得税の優遇措置、税制優遇、免税期間及び減税期間の条件の改正規定

通達第96/2015/TT-BTC号は2015年8月6日から有効になり、企業所得税に対して2015年度から適用されます。

### 給料の新規定

2015年6月23日、労働傷病兵社会省は、決議第05/2015/ND-CP号の給料に関する一部規定を案内する通達第23/2015/TT-BLDTBXH号を発行しました。

#### 給料支払期限

月給を受ける労働者は、労働する月に1回又は2回給料を受ける。給料支払日は労働者と使用者の合意により決定される。

#### 残業代

残業代＝通常勤務時の時給（又は出来高給の単位） $\times$  150%,200%又は300%（最低利率）  
 $\times$  残業時間(又は残業でできた製品)

150%、200%及び300%の利率は、それぞれ通常の労働日、週休日または祭日、法廷祝日および有給休暇中の労働に分けられており、2012年労働法の第97条により規定されている。

#### 深夜給料

深夜給料＝{通常勤務時の時給（又は出来高給の単位）+ 通常勤務時の時給（又は出来高給の単位） $\times$  30%(最低利率)} $\times$  深夜労働時間(又は深夜労働により生産した製品の数)

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491

## 深夜残業給料

深夜残業代 = {通常勤務時の時給 (又は出来高給の単位) X 150%, 200% 又は 300% (最低利率) + 通常勤務時の時給 (又は出来高給の単位) X 30% (最低利率) + 20% X 通常日、休日又は祝日の単位時給代 (通常日、休日又は祝日の単位製品代)} X 深夜労働時間 (又は深夜労働により生産した製品の数)

通達第 23/2015/TT-BLĐTBXH 号は 2015 年 8 月 8 日により施行されますが、同通達の制度は、被雇用者の権利保護のため、2015 年 3 月 1 日に遡って適用されます。

## ベトナム会計・税務

### 仕入付加価値税 (VAT) の申告・追加控除について案内するガイダンス

2015 年 6 月 19 日、税務総局は、税務調査済期間に関する仕入 VAT 控除の申告・追加控除について案内する文書第 2440/TCT-KK を発行した。内容は以下の通りである。

税務調査後、2013 年度の証憑漏れを発見した場合 (税務調査は 2014 年に行なわれ、税務調査の対象期間が 2013 年度に控除される仕入 VAT 及び売上 VAT である場合)。企業は 2013 年に輸入段階等において発生した未控除の証憑漏れを申告・追加控除できない。

### 複数の支社でインボイス・証憑を使用する場合の取り扱い

2015 年 6 月 15 日、税務総局は、公文書第 2329/TCT-CS 号を発行した。当該文書は、企業が各省及び市に複数の支社を有し、会社共通の請求書書式を使用している場合であって、支社ごとに VAT を別々に申告し、親会社が支店の請求書の印刷を発注する場合についての取り扱いを示している。親会社は発注した請求書を利用する該当直轄税務機関に使用申請書を提出し (書式 3.14、通達第 39/2014/TT-BTC 号の付録 3)、各支社はインボイス発行通知書を該当直轄税務機関に提出しなければならないという取り扱いを示した。

### ハイテクノロジー企業の識別基準の案内

税務総局は、ハイテクノロジー企業の識別基準について案内する 2015 年 6 月 15 日付の決議第 19/2015/QĐ-TTg 号を発行した。詳細は以下のようであり、投資法の第 75 条 a、b 項に定めた条件を満たし、下記の条件を満たさなければならない。

- 年間売上高におけるハイテク製品が占める割合が 70% 以上。

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所: 1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話: +84 4 6296 5726

ホーチミン事務所: 6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話: +84 8 3930 5491

# VIETNAM BUSINESS NEWS

- ベトナム国内で行われる研究開発活動の費用の比率について、中小企業の場合、年間売上高の1%を占める必要がある。また、総資本が1千億ドンを超え、従業員数が300人を超える大企業の場合0.5%を占める必要がある。
- 研究開発活動を主とする大学卒業以上の従業員について、中小企業の場合、全従業員の内5%以上を占める必要がある。総資本が1千億ドンを超え、かつ、従業員数が300人を超える大企業の場合、2.5%以上を占め、かつ、15人以上必要である。

## 顧客へ贈与する品物の租税政策

税務総局は、2015年5月28日付の公文書第2077/TCT-CS号を発行した。内容は以下のとおりである：

資産を顧客へ贈与又は寄付した場合、事業者は法律規定に従ってインボイスを発行し、アウトプットVATを計算しなければならない。当該品物のインプットVATは、事業活動をサポートする目的として、通達第219/2013/TT-BTC号の第15条に規定する損金算入条件を満たす場合、控除することができる。

## 税金還付書類の処理の取り扱い

税務総局は、税金還付書類の処理について案内する2015年5月27日付の公文書第2056/TCT-KK号を発行した。

2015年1月1日から、VAT申告書類を税務局に提出する際、納税者は仕入VAT及び売上VATに関する商品及びサービスの一覧を提出する必要は無い。従って、納税者が税金還付書類を提出後、税務機関は税金還付手続きを、先に税金還付をし、後に検査をする場合と、先に検査をし、後に税金還付を行う2種類に分類する。

- **先に税金還付をし、後に税務調査をする場合：** 税務局は、税務機関及び関係機関(もしあれば)の現状のデータベースにおける納税者の商品販売のインボイスを参照し、確認することで税金還付の根拠資料とする。

税務局は税金還付の書類を処理する際、申請された還付税額に対して疑問がある場合、納税者に対し、関連情報の追加説明及び関連書類を追加請求することができる。また、当該書類を先に検査をし、その後、税金還付の手続きに変更することを通知できる。政府管轄機関の書類に関して疑問がある場合、税務局は政府管轄機関に対し、情報を追加するよう公文書で請求し、納税者に対し情報を請求することはない。

- **先に検査をし、後に税金還付をする場合：** 税務機関はインボイス確認も含め、税務検査の業務を実施し、還付する税額を計算し確定する。

## 輸出加工企業に対する租税政策の案内

バクニン省税務局は、輸出加工企業に対する租税政策について案内する2015年5月

### Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

# VIETNAM BUSINESS NEWS

22日付の公文書第1261/CT-TTHT号を発行した。

- EPEが輸入品を国内市場に販売する場合、ベトナムにおいて商品販売活動に関する事業証明書が無ければならず、かつ、EPEにより輸入された商品を販売するための支社を別途設立しなければならない。EPEは、輸入品を国内市場へ直接販売することができない。
- 輸入品を国内市場で販売するためにEPEが設立した支社（以降、支社と呼ぶ）は、EPEから輸入品を受取る際に商品輸入手続きを行う。商品輸入の証憑は、現行規定の輸入証憑である。
- 支社の経営活動は、通常の会社の経営活動と同じである。VATは付加価値税法の規定及び現行ガイドンス書類を遵守して計算される。
- 支社は、税務リスクが高く無い企業に分類されている場合、インボイスを発行することができる。控除方式でVATの登録・計算をする場合、VATインボイスを利用する。直接方式でVATの登録・計算をする場合、商品販売のインボイスを利用する。

## 輸出加工企業が輸出権及び輸入権のもとで商品を売買する場合、輸出加工企業は輸出加工区の外で支社を設立する必要は無い

2015年5月25日、税関総局は税務総局に対し、輸出加工企業（EPEs）が輸出権及び輸入権を実施する際のVAT還付に関する公文書第4714/TCHQ-GSQL号を発行した。内容は以下のとおりである。

- 輸出加工企業が輸出権及び輸入権により商品を売買する場合、EPEs・輸出加工区の外で支社を設立する必要は無い。
- 税務総局は、ブー・バン・ニン副首相の命令を実行し、決議第164/2013/NĐ-CP号を本規定に改正する。改正内容は、EPEsは輸出加工区の外で支社を設立する必要が無い。ただし、EPEsは収益及び費用を他の事業と区分して計上し、かつ、企業の生産活動と本売買活動に関する商品の保管エリアを別々に準備する。

現在、税務総局は、本規定を改正する決議の草案を作成し、法務省に提出し、政府に提出するための準備をしている。

## 個人所得税の取り扱い

税務総局は、ベトナム国内所得のみのベトナム在留個人が国外規定に準拠する税金の計算及び納付をした場合の取り扱いに関する、2015年6月23日付の公文書第2508/TCT-TNCN号を発行した。

ベトナム国内所得のみのベトナム在留個人が、国外規定に準拠する税金の計算をし、国外に納付した場合、当該金額をベトナムに納付すべき税額から引くことができない。

---

## Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話：+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話：+84 8 3930 5491

---

# VIETNAM BUSINESS NEWS

---

## 労働者の退職手当に関するガイダンス

ホーチミン市税務局は、2015年4月10日付の公文書第3083/CT-TTHT号を発行した。この公文書に基づいて企業は、労働者の退職手当を支給しない場合（労働者が働いている期間に実質上の退職手当を支給する等）、当該手当は法人所得税法上、損金不算入となる。

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものです。本資料記載の情報は、法律上、会計上及び税務上のいかなる助言を含むものではありません。Meinan Accounting Vietnamは、本資料に基づき発生するいかなる損害についても一切責任を負いません。本資料の詳細については、Meinan Accounting Vietnam までご連絡ください。

---

### Meinan Accounting Vietnam Co., Ltd

ハノイ事務所：1410, Hapro Building, 11B Cat Linh St., Quoc Tu Giam Ward, Dong Da Dist., Ha noi,  
電話；+84 4 6296 5726

ホーチミン事務所：6F, Thien Son Building, No.5 Nguyen Gia Thieu Str., Ward 6, Dist. 3, HCM City,  
電話；+84 8 3930 5491